

8-4 松本城クイズ32 木戸・番所・井戸・町定め・作法等 (解答・解説)

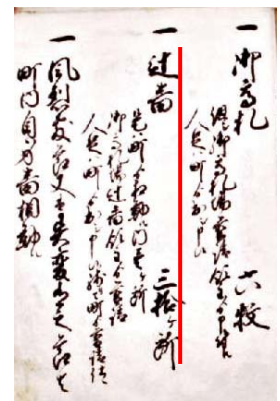
松本城管理事務所研究室

1. 木戸と番所のことについて、次の4つの文で間違っているものはどれか、一つ選びなさい。..... ②

松本では、木戸は暮六つ(午後6時頃)に閉め、明け六つ(午前6時頃)に開けられた。江戸では暮四つ(午後10時頃)が閉門時間であったので、松本城下は4時間ほど早く閉められていた。領民が城下に入る時は、木戸で下馬し、町中を乗ってはいけないこと、木戸を通過したら駕籠(かご)から降りるように、被り物(かぶりもの)をとることなど規制があった。

2. 享保10年(1725)の「松本帳面」によると、辻番所(武家地の出入口に土分が昼夜詰める番所)はどのくらいあったか、次の中から一つ選びなさい。..... ③

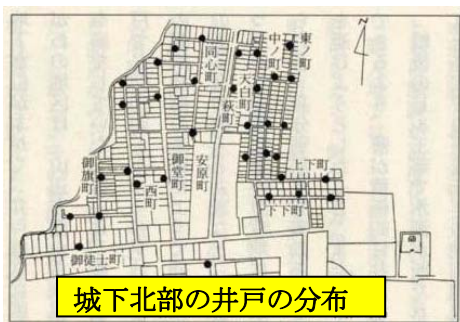
享保10年「松本町帳面」によれば、町内同心番所3ヶ所、辻番(所)30ヶ所(町より勤める所一ヶ所がある)、木戸25ヶ所、博労町入口番所一ヶ所と記してある。時代によって異なるが、幕末になるにしたがって減少する傾向にある。



3. 藩士の町同心が詰める同心番所は張番(はりばん)とも言われ、本町、東町、安原町の3ヶ所に設置されていた。公正な仕事をするために、守るべき義務を誓約させられた。次の三つの中で間違っているものはどれか選びなさい。..... ②

同心番所の任務は、城下の治安維持と商取り引きにかかわる不正を取り締まることであつた。なかでも出入りする荷物の検査は重要な任務であつた。そのために、役務は公明正大(こうめいせいだい: 私心がないことの意)でなくてはならなかつた。したがって「役務はすべて秘密にして、隠し立てをしておく」は間違いである。

4. 次の「松本城下絵図」(文化5年~天保6年頃)をみると、安原横町以北の武家地一帯で井の印(井戸)が数多くある。この井戸を何とよんでいたか、次のうちから一つ選びなさい。

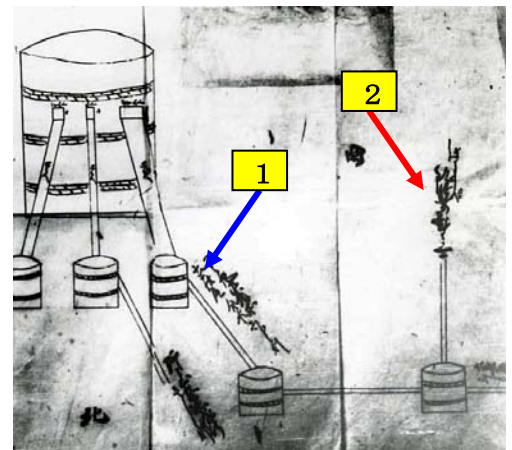


城下北部の井戸の分布

左図は天保6年(1835)の「松本城下絵図」をもとにして作成したものである(松本市史 近世211P)。33ヶ所の辻井戸(つじいど)が確認できる。武家地に散在するこの辻井戸は、数軒(10軒~15軒)で一つの井戸を用いて生活にあてていた。いわば共同井戸である。武士と町民が共同で使用づるようなことは決してなかつた。武士と町人は別住だからである。

5. 次の図は、嘉永4年(1851)「信州松本御城内地蔵清水井戸分水之図」である。木製の円筒井であり、藩が管理する城内の源泉として使用されていた。城内の武家地などに水を供給していた。武家地のほかにどこに供給していたか、次のなかから一つ選びなさい。..... ④

右図分水によると、二の丸御殿の御台所用水(二の丸御台所行式分割と記録してある。赤の矢印2)と土居尻屋敷(二の丸御台所 土居尻分水五分割と記してある。青の矢印1)



6. 町人地では、元禄の頃（1688～1703）、中町の豪商で藩の御用達をしていた藤森太兵衛が、町奉行の許可を得て、町の東方から埋樋（うずひ：埋管）によって敷いてきたのが始まりという。本町2丁目の水道は、宝暦5年（1755）、宮村町東側の湧き水を集めて、小路を埋樋によって敷いてきたとされている。どこの小路を通ってきたか、一つ選びなさい。・・・・・・③



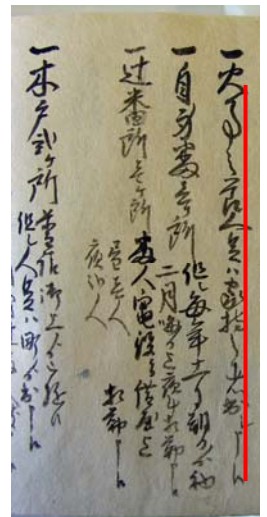
本町2丁目の水道は、宝暦5年に宮村町東側辺の湧き水を集めて源泉とし、管は生安寺小路（今の高砂通り）を埋樋によって本町まで敷かれたとされている。このほか町人地の水道は鍋屋小路など東西の小路に沿って本町方面に何本もの埋樋が敷かれていた。

7. 在郷（農村）から城下に入るのには、いろいろな規制があった。次の三つの中で正しいものを一つ選びなさい。・・・・・・②

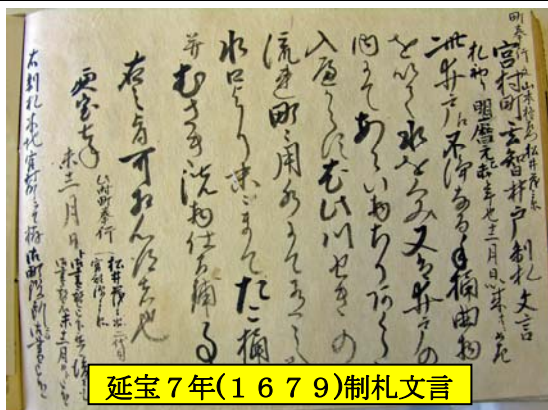
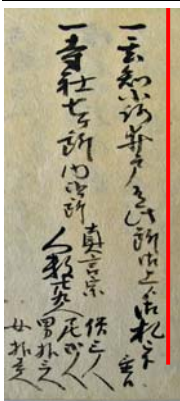
城下に入るには次のような規制があった（規制の成立年代には違いはあるが）。○城下に入る時は、馬にのってはいけない。○殿様の通行を見た場合、田畑で耕作していたらば、農具を置いて殿様が通り過ぎるまで待つ○城下に入る場合、笠や被り物（かぶりもの）を外すこと○他所からの旅人を馬に乗せて、城下堀端を通行してはいけない。○松本家中はもちろん他所の奉公人（武士）であっても被り物を取り、馬から降りて通行することなどの規制があった。

8. 享保11年（1726）「宮村町指出シ帳」（大守累年記：川辺家文書）によれば、「・・・火事之節人足ハ口口之者出シ申候・・・」と記している。□□にあてはまる言葉を、次の中から一つ選びなさい。・・・・・・④

赤線の部分「火事之節人足ハ**家持之者**出シ申候」とある。**家持**の者（長屋や借家でない者）が出動するように決められていた。



9. 享保11年（1726）「宮村町指出シ帳」（大守累年記：川辺家文書）によると、「・・・玄知（げんち）小路井戸有（あり）此（この）所御上ヨリ□□被下置候（くだしおかされそうろう）」と記している。□□にあてはまる言葉を、次の中から一つ選びなさい。・・・・・・①



赤線部分「玄知小路井戸有 此所御上より**御札**被下置候」と記している。御札は制札（せいさつ：禁令を記した立て札）と考えてよい。

玄知井戸の制札文言（延宝7年）をみると、石川時代の制札内容とあまり変化はない。制札の本地（きじ：材）は宮村町で揃えて、町奉行所で書いていたことが分かる。こうしたことが後々まで続いていた。

10. 町定めは、町方の自治運営や治安維持のための町内規定であった。次に掲げるものは、寛延（かんえん）4年（1751）に、町の名主が相談して儉約実行するために冠婚葬祭に関する定めをもうけた。次の中で間違いの定めが一つある。それを選びなさい。・・・・・・①

諸振舞は一汁一菜とし、香の物や取り肴は**一種**であること。**一汁一菜**であること。